

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第165号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年9月15日（土） 21時43分ごろ
発生場所	静岡県静岡市三保海岸付近 静岡市所在の清水灯台から真方位014°620m付近 （概位 北緯35°01.0′ 東経138°32.0′）
事故等調査の経過	平成24年9月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ^{かいたく} 海拓丸、5トン未満（長さ7.42m）
船舶番号、船舶所有者等	242-6475静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラ曲損、魚群探知機損傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、たちうお釣りをするために静岡市清水区の係留地を出発して同市久能山南東方沖の釣り場に向かった。 本船は、静岡市所在の清水真崎灯台を通過し、三保防波堤の北側を通過したのち、陸地に向かうように右転して三保埼沖を航行中、平成24年9月15日21時43分ごろ清水灯台から真方位014°620m付近の砂浜に乗り揚げた。 本船は、満潮を待って自力で離礁し、係留地に帰航した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長は、40年以上にわたり本事故発生場所付近を航行していた。 本船は、GPS及び魚群探知機を備え、船尾にスパンカを立てて航行していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、三保埼沖を航行中、船長が三保防波堤の北側を通過して陸地に向かうように右転したことから、三保海岸の砂浜に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、三保埼沖を航行中、船長が三保防波堤の北側を通過して陸地に向かうように右転したため、三保海岸の砂浜に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 夜間航行中は、GPS等の航海計器を使用して船位を確認すること。
-----------	--